

諮問事項 2

令和 2 年度埼玉県和光市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）（案）

予 算 現 額	6,237,628 千円
補 正 予 算 額	2,786 千円
補 正 後 予 算 額	6,240,414 千円

歳入（該当項目）

単位：千円

款	項	目	細節	補正前額	補正額	補正後額	説明
5	県	支出	金	4,133,910	1,186	4,135,096	特別調整交付金（市町村分）傷病手当金分
	1	県	負担金・補助金	4,133,910	1,186	4,135,096	
		1	保険給付費等交付金	4,133,910	1,186	4,135,096	
		2	特別交付金	61,394	1,186	62,580	
7	繰	入金		563,423	1,600	565,023	傷病見舞金分
	2	基金	繰入金	37,636	1,600	39,236	
		1	財政調整基金繰入金	37,636	1,600	39,236	
		1	財政調整基金繰入金	37,636	1,600	39,236	
歳入予算総額				6,371,069	2,786	6,373,855	

【説明】

県支出金については、国の基準に基づく傷病手当金の財源として、全額、国の特別調整交付金が充てられる。
繰入金については、市が独自に行う傷病見舞金の財源として、財政調整基金から繰り入れる。

歳 出 (該当項目)

款	項	目	事業名称	補正前額	補正額	補正後額	説 明
2	保険給付費			4,112,632	1,186	4,113,818	新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対し、傷病手当金を支給するため、増額補正する。
	6	傷病手当金		0	1,186	1,186	
		1	傷病手当金	0	1,186	1,186	
			傷病手当金支給	0	1,186	1,186	
5	保健事業費			110,313	1,600	111,913	新型コロナウイルス感染症に感染した主たる収入が事業収入等である被保険者（傷病手当金支給対象者は除く。）に対し、傷病見舞金を支給するため、増額補正する。
	1	保健事業費		17,719	1,600	19,319	
		1	保健衛生普及費	17,719	1,600	19,319	
			保健衛生普及活動	17,719	1,600	19,319	
歳 出 予 算 総 額				6,371,069	2,786	6,373,855	

【説明】

1 保険給付費の傷病手当金（国が示す基準に基づくもの）について

- (1) 想定支給対象者数 16人（感染者8人、感染が疑われる者8人）
令和2年1月から4月までの和光市の感染者数 20人 → 月平均5人
和光市人口に対する国保被保険者数の割合 0.172（14,429人（被保険者数）／83,821人（人口）＝0.172）
国保被保険者の感染者数月平均 5人×0.172＝0.86人
支給対象期間（1月から9月までの9カ月間）の感染者数 0.86人×9カ月≒8人
感染が疑われる者については、感染者と同数の8人を想定
- (2) 想定支給単価 4,939円
埼玉県の最低賃金 926円／時間
8時間勤務（労働基準法第32条から）と仮定する → 日額 7,408円（926円×8時間）
支給率は2／3 → 支給額（日額） 4,939円（7,408円×2/3＝4,939円）
- (3) 想定支給日数（労務不能期間） 感染者20日、感染が疑われる者10日
感染者 → 週5日勤務×4週と想定 20日
感染が疑われる者 → 週5日勤務×2週と想定 10日
- (4) 予算額 1,185,360円
感染者 → 4,939円×20日×8人＝790,240円
感染が疑われる者 → 4,939円×10日×8人＝395,120円
合計 1,185,360円

2 保健事業費の傷病見舞金（市が独自に行うもの）について

傷病手当金は、給与等の支払いを受けている者が対象となるため、自営業等の事業収入の者は対象とならない。

そのため、新型コロナウイルスに感染した主たる収入が事業収入等である自営業者等を対象に傷病見舞金を1人20万円支給する。

- (1) 想定支給対象者数 8人
上記、1の傷病手当金において想定した感染者数と同数とする
- (2) 支給額 1人20万円
- (3) 予算額
200,000円×8人＝1,600,000円